

参考

## 保護者(親)等の行う手続き

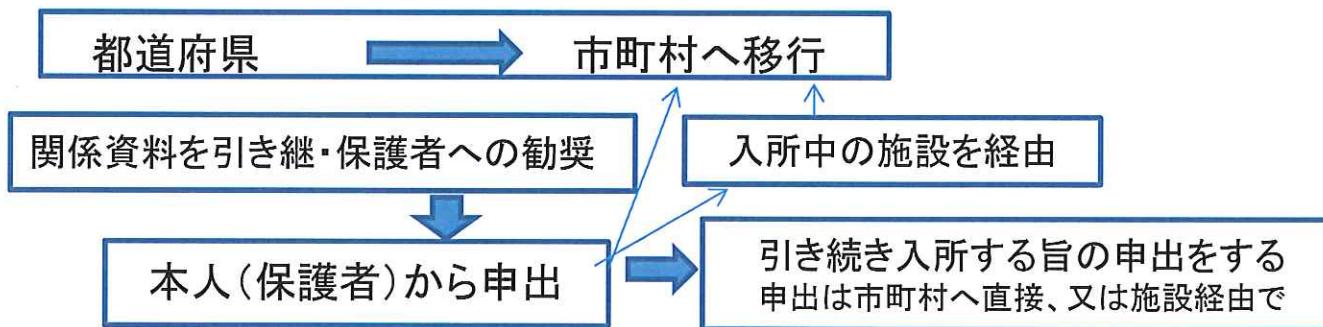
### 1 重症児施設に現在入所中の人の場合

実施主体が都道府県から、現在の施設入所時に居住していた市町村に移行されます。

このため、都道府県からは、利用者に関する情報が、該当の市町村に引き継がれます。

- 保護者(親)等は次の手続きを行う必要があります。

現在入所中の施設を継続して利用することを選択する場合の手続きは、該当の市町村に申出を行うことで、障害程度区分の判定等の支給申請の手続きが省略されます。



仮に、市町村の障害程度区分の判定が行われたとしても、直ちにその効力が発生することはないので、退所等の心配はありません。

わからないことがありますたら、現在入所中の施設、または、守る会本部にお問い合わせください。

## 2 重症心身障害児(者)通園(通所)の利用者

法定の事業となつたため、新たに利用申請の手続きが必要になりますので、  
平成24年3月31日までに次の手続きが必要です。

- 児童の場合は

児童福祉法の児童発達支援センター、又は発達支援事業を利用することになり、居住地の市町村に申請する。

- 18歳以上の場合は

障害者自立支援法の生活介護の利用を居住地の市町村に申請する。

